

中期経営計画

未来への挑戦

中期経営計画 KAI-KAKU 150 FINAL STAGE

(計画期間2025年4月～2029年3月)

■ 中期経営計画の概要

コアビジネスである「銀行業」はより強固かつ効率的な事業態勢の構築を進めてまいります。加えて、新たに「地域を創造する新事業」を創出・育成することで、事業の新陳代謝を促し、絶えず事業ポートフォリオを刷新することをめざしてまいります。その結果、「経済価値」「社会価値」の双方を創出し、企業価値向上をめざしてまいります。

■ 財務・非財務KGI

中期経営計画では、財務KGIに加えて、非財務KGIを目標として設定することで、経済価値に加え、社会価値の創出をめざしてまいります。

【財務KGI】(2028年度*) ※サステナブルファイナンスのみ2030年度

- ・連結純資産ROE : 5%以上
- ・連結当期純利益 : 240億円以上
- ・サステナブルファイナンス : 1兆円 (うち環境関連融資5,000億円以上)

【非財務KGI】(2028年度)

- ・お客さまの経営課題解決数 : 累計1,000件
- ・地域課題への関与件数 : 累計30件
- ・預り資産残高 増加額* : 500億円 ※2025年3月末比
- ・金融経済教育 開催数 : 累計500回
- ・従業員エンゲージメント指数: 85%以上
- ・女性役職者比率 : 25%以上
- ・GHG排出量 (Scope1,2) : ネットゼロ

■ 基本戦略

01 社会価値の創造	地域課題の解決に挑戦し、経済価値と社会価値の創出をめざす
02 成長への挑戦	銀行業務の徹底的な効率化とお客さまへのさらなる価値提供をめざす
03 人材戦略	主体的なキャリア形成を通じて「挑戦するプロフェッショナル集団」をめざす
04 デジタルトランスフォーメーション	デジタル／データを活用し、業務と思考の変革をめざす
05 戦略基盤の強化	ガバナンスの強化、サステナビリティと経営の統合をめざす

役員

(2025年6月23日現在)



取締役会長
山崎 計



取締役頭取（代表取締役）
杉浦 雅和



取締役専務執行役員（代表取締役）
加藤 徹也



取締役専務執行役員（代表取締役）
浦田 康寛



取締役常務執行役員
五十嵐 靖尚



取締役常務執行役員
川上 貢司



取締役（社外取締役）
川喜田 久



取締役（社外取締役）
西岡 慶子



取締役（社外取締役）
中村 篤志



取締役（社外取締役）
廣田 恵子



取締役（社外取締役）
安藤 仁



常勤監査役
中川 崇



常勤監査役
浦出 雅人



監査役（社外監査役）
鶴岡 信治



監査役（社外監査役）
川端 郁子



監査役（社外監査役）
中村 正博

執行役員
杉本 和

執行役員
伊藤 慎二

執行役員
平井 孝憲

執行役員
平田 義仁

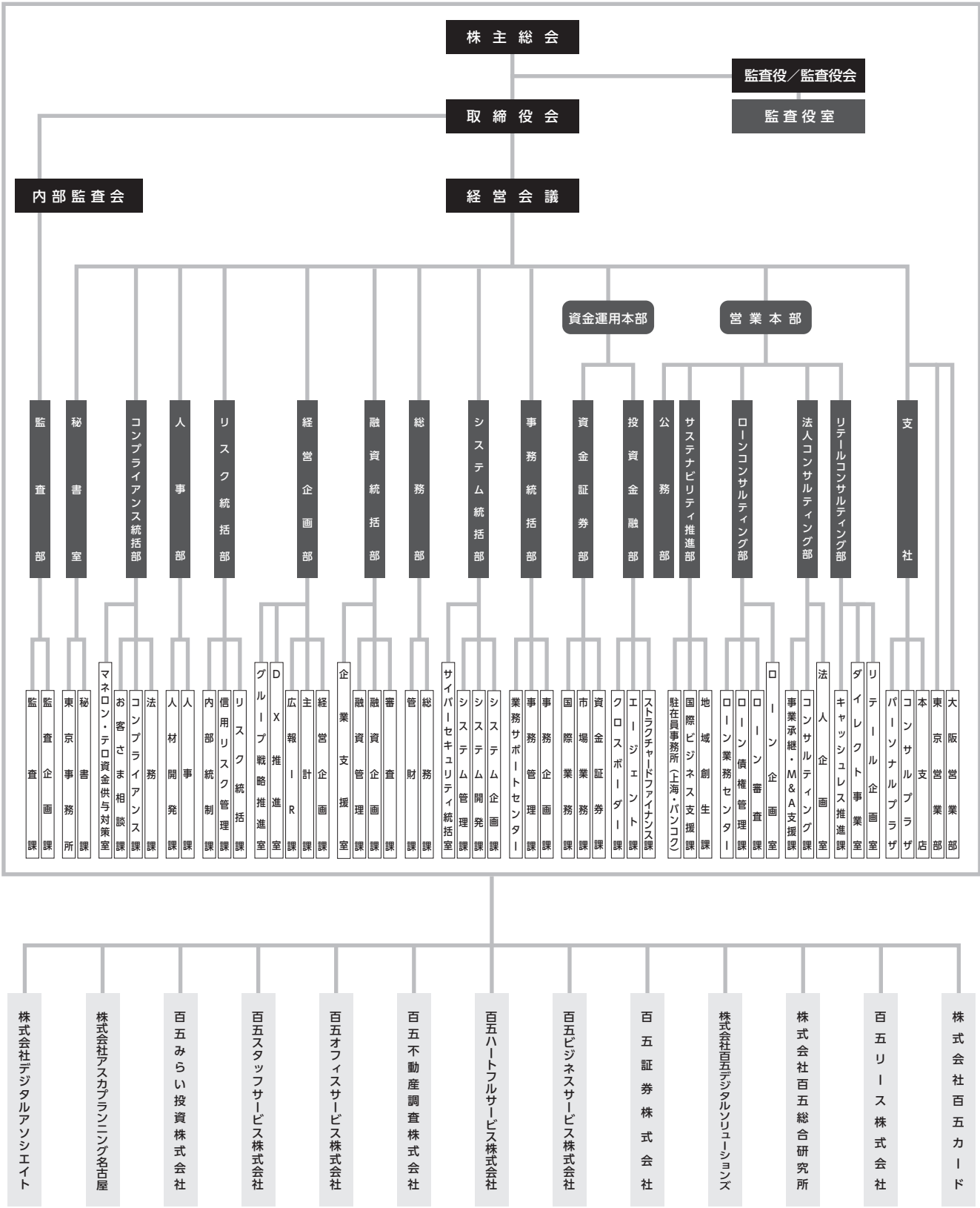
執行役員
近藤 隆則

執行役員
矢形 誠之

執行役員
伊藤 竜一郎

組織

(2025年6月23日現在)



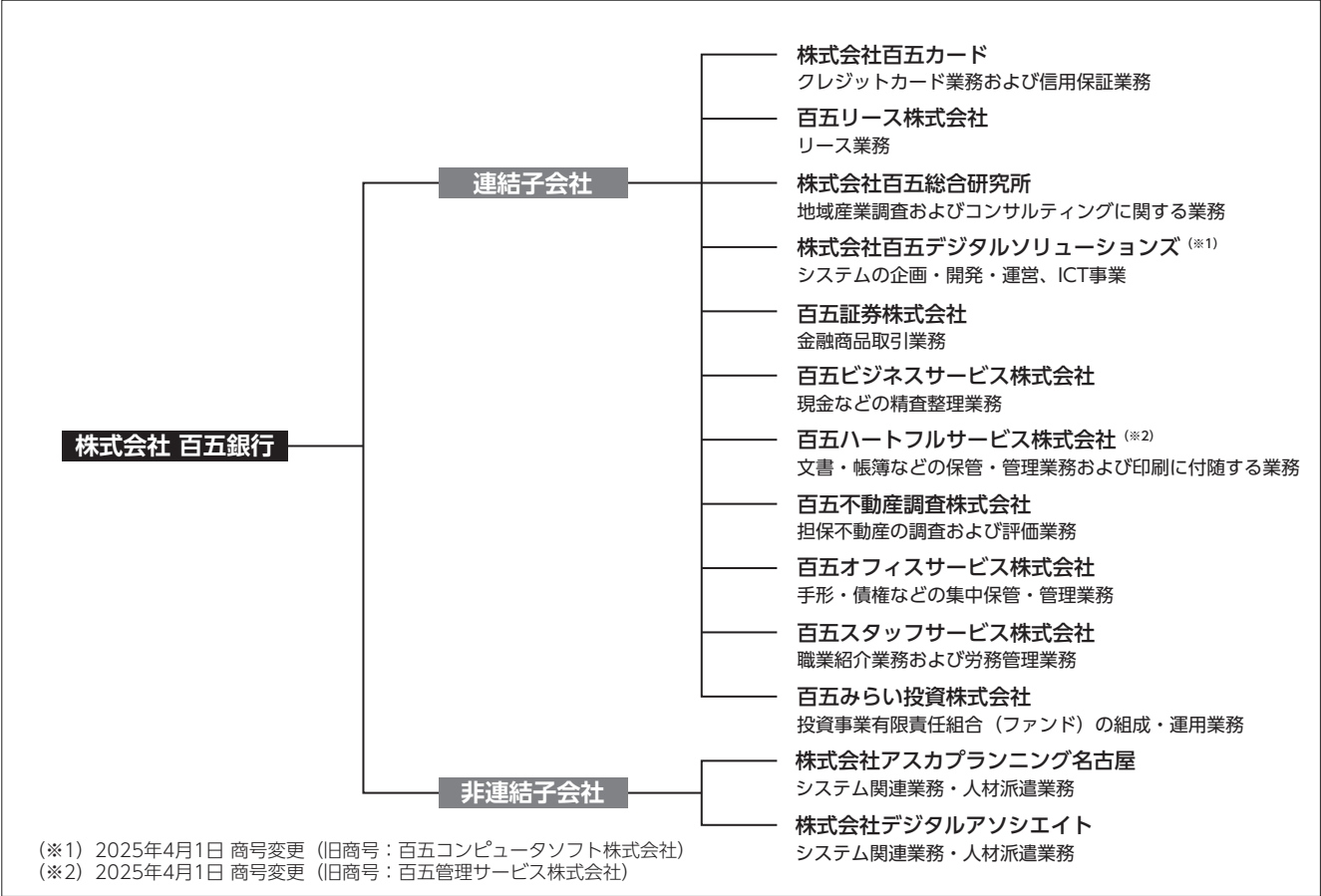
役員／組織

子会社等

(2025年6月23日現在)

百五銀行グループは、当行、連結子会社11社、非連結子会社2社で構成され、銀行業務を中心に、リース業務等の金融サービスにかかる事業を行っています。

グループ会社



子会社等の状況

会 社 名	所 在 地	設立年月日	資 本 金	当行 議決権比率	当行の子会社 の議決権比率
(株) 百 五 カ ー ド	津市栄町3丁目123番地1 栄町ビル	1983年10月20日	50百万円	80%	20%
百 五 リ ー ス (株)	津市栄町3丁目123番地1 栄町ビル	1984年10月15日	50百万円	65%	35%
(株) 百 五 総 合 研 究 所	津市岩田21番27号	1985年 7月29日	30百万円	40%	60%
(株)百五デジタルソリューションズ	津市岩田21番27号	1990年 3月29日	30百万円	5%	95%
百 五 証 券 (株)	津市岩田21番27号	2009年 8月14日	3,000百万円	100%	—
百五ビジネスサービス (株)	津市本町33番21号	1979年 7月14日	40百万円	100%	—
百五ハートフルサービス (株)	津市高茶屋7丁目6番70号	1985年 7月29日	30百万円	100%	—
百 五 不 動 産 調 査 (株)	津市岩田21番27号	1988年10月25日	20百万円	100%	—
百五オフィスサービス (株)	津市岩田21番27号	2001年 6月28日	20百万円	100%	—
百五スタッフサービス (株)	津市岩田21番27号	2004年 6月28日	20百万円	100%	—
百 五 み ら い 投 資 (株)	津市栄町3丁目123番地1 栄町ビル	2019年12月17日	70百万円	100%	—
(株)アスカプランニング名古屋	名古屋市中区錦2丁目15番20号 三永伏見ビル6階	1991年 2月 1日	10百万円	60%	—
(株) デジタルアソシエイト	名古屋市中区錦2丁目15番20号 三永伏見ビル6階	1995年10月26日	10百万円	60%	—

コーポレート・ガバナンス

(2025年6月23日現在)

基本的な考え方

金融界を取り巻く経営環境の変化に対応し、健全な銀行業務を通じて社会に貢献していく姿勢を明確にするため、企業理念を制定し、地域社会やお客さま、従業員、株主の皆さまの信頼を得るとともに、当行の持続的成長と中長期的な企業価値の一層の向上をめざしています。

その実現に向け、透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を行えるコーポレート・ガバナンス体制の仕組みとして、監査役会設置会社を採用し、監査役会による監査機能を有効に発揮させるとともに、独立性の高い社外取締役を複数名選任して取締役会の監督機能を十分に発揮させることに努めています。また、会社法にもとづき、「内部統制システムの基本方針」を制定し、当行ならびに当行子会社からなる企業集団における業務の適正を確保する体制を整備しています。そのほか、コーポレートガバナンス会議や各種委員会の設置、IR活動の充実などについても取り組んでいます。

また、取り巻く経営環境が変化するなかで、コーポレート・ガバナンスを強化・充実させていくため、今後も必要に応じて体制の見直しを図っていきます。

コーポレート・ガバナンス体制

取締役会は、取締役11名（うち社外取締役5名）で構成され、原則月1回開催しています。取締役会では、法令または定款に定める事項ならびに経営の基本方針その他特に重要な事項について評議決定するとともに、業務の執行状況の他、Scope 1, 2 削減計画、マネーローダリングやサイバーセキュリティに関する事項、各種委員会の内容などについて報告を受け、取締役の職務の執行を監督しています。また、執行役員制度を採用し、取締役会の活性化、意思決定の迅速化および業務執行機能の充実を図っております。なお、取締役および監査役の候補者等に関する事項、取締役の報酬等に関する事項、その他経営（後継者育成、多様性への取組み等）に関する重要な事項の検討にあたり、取締役会の助言機関として、取締役8名（うち社外取締役5名）をもって構成するコーポレートガバナンス会議を設置しています。

取締役会の下に、常勤取締役をもって構成する経営会議を設置し、原則週1回開催しています。経営会議では、取締役会で決定した基本方針にもとづき、業務の執行に関する重要事項を審議し、執行の決定を行っています。

また、取締役会の下に、常勤取締役と監査部長をもって構成する内部監査会を設置し、原則月1回開催していま

す。内部監査会では、業務執行の適正性および内部監査の有効性を監視し、経営管理の強化・充実に努めています。内部監査会直轄の監査部は、専門性のある人材を配置し内部監査方針、内部監査規定等および年間監査計画にもとづき内部監査を実施し、必要に応じて改善を勧告しています。

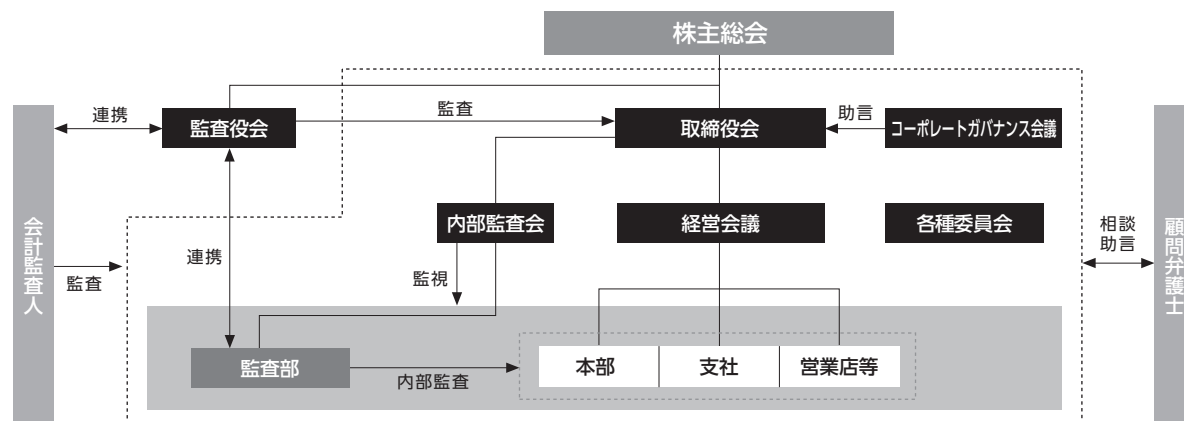
さらに、法令等遵守強化のため、コンプライアンス統括部を設置するとともに、コンプライアンス委員会を設け、原則3か月に1回開催しております。

監査役会は、監査役5名（うち社外監査役3名）で構成され、原則月1回開催しています。監査役会では、法令等に定められた事項を決議・協議するとともに、各監査役の監査結果等について報告を受け、取締役の職務の執行全般を監査しています。監査役および監査役会をサポートするため、監査役室を設置し、専任の監査役補助者1名を配置しています。

さらに、次のような委員会を設置することにより、経営管理の強化・充実に努めています。

委員会名	目 的
コンプライアンス委員会	法令等遵守態勢の確立
顧客保護等管理委員会	顧客の保護、利便の向上に向けた改善・対応策の検討
金融円滑化委員会	中小企業者等に対する金融円滑化の適切な遂行
ALMリスク管理委員会	経営の健全性と収益性の両面からのポートフォリオ運営の審議
オペレーショナル・リスク管理委員会	経営の健全性と適切性の確保に向けたオペレーショナル・リスクの極小化策の審議
ITデジタル戦略委員会	システム投資の最適化およびDX（デジタルトランスフォーメーション）の実現
業績・報酬委員会	人事評価の納得性・公平性・透明性の向上
サステナビリティ推進委員会	持続可能な社会の実現に貢献するための施策運営の審議
FD委員会	顧客本位の業務運営（FD）の取組みを強化
サイバーセキュリティ委員会	サイバーセキュリティ管理態勢の確保に向けた組織全体としての対応の実現

コーポレート・ガバナンス体制：模式図



(内部統制システムの基本方針)

当行は、「内部統制システムの基本方針」を取締役会の決議により定め、業務の適正を確保する体制を整備しております。

(1) 法令等遵守体制

- ① コンプライアンス態勢の基礎として、「百五銀行企業理念」及び「コンプライアンスの基本方針」を定める。
コンプライアンス委員会を設置しコンプライアンスを推進するとともに、コンプライアンスの統括部署としてコンプライアンス統括部を設置しコンプライアンス態勢の整備及び向上を図る。
- ② お客さまの保護及び利便の向上に向けた管理態勢を整備するため、「顧客保護等管理方針」等を定める。
顧客保護等管理委員会を設置し、顧客保護等の管理状況の把握・評価・分析や改善策等の検討を実施することにより、管理態勢の向上を図る。
- ③ 会社情報の適時・適切な開示を実施する体制を整備するため「IRに関する基本方針」及び「会社情報の適時開示に関する規則」を定め、法令に基づく開示を適時・適切に行うとともに、法令に基づく開示以外の情報提供についても充実を図る。
- ④ 内部監査部門として執行部門から独立した監査部を設置し、監査結果について内部監査会に報告の上、適切な業務運営を確保する。
- ⑤ 法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての報告・相談体制を整備するとともに、コンプライアンス統括部のほか常勤監査役、人事部、弁護士を通報窓口とする内部通報システム（コンプライアンス・ホットライン）を整備し、「コンプライアンス・ホットライン運用規則」に基づきその運用を行う。
- ⑥ 反社会的勢力に対しては、「反社会的勢力対応規定」等において組織としての対応方針を明確にし、専門部署をコンプライアンス統括部マネロン・テロ資金供与対策室とするとともに、警察等の外部専門機関との連携の強化を図り、反社会的勢力との関係を遮断する。
- ⑦ マネー・ローンダリング・テロ資金供与および拡散金融に対しては、「マネー・ローンダリング・テロ資金供与および拡散金融対策ポリシー」において組織としての対応方針を明確にし、マネー・ローンダリング・テロ資金供与および拡散金融の防止を図る。

(2) 情報保存管理体制

取締役の職務の執行に係る情報については、法令等の定めによるほか、「取締役会規定」等に基づき適切かつ確実に保存・管理するとともに、取締役及び監査役が必要に応じて閲覧できる状態とする。また、「セキュリティポリシー」・「サイバーセキュリティポリシー」・「情報資産に関する安全対策規定」等に基づき、セキュリティ面から情報資産の重要度・リスクの程度に応じた取扱方法や管理方法を策定し、情報資産を適切に管理・保護する。

(3) リスク管理体制

- ① 適正なリスク管理態勢を構築するため、統合的なリスク管理の方針・規定及びリスク分類毎の管理方針・管理規定を定める。
- ② リスクの分類は以下のとおりとし、それぞれに主管部署を定め、その把握と管理を適切に行う体制を整備する。
 - ア 信用リスク
 - イ 市場リスク
 - ウ 流動性リスク
 - エ オペレーショナル・リスク
- ③ ALMリスク管理委員会及びオペレーショナル・リスク管理委員会を設置し、リスクの状況及びその管理状況を把握・評価・分析するとともに、リスク管理に関する方針や諸施策を検討・審議の上、適切な対策を講じる。
- ④ 災害等の危機事象の発生に対しては、「危機管理規定」等において組織としての対応方針を明確にし、危機事象発生に伴う損失等を最小限に留めるとともに、危機への迅速かつ確実な対応により業務の継続あるいは早期復旧のために必要な体制

を整備する。

(4) 職務執行の効率性確保のための体制

- ① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会において法令または定款に定める事項並びに経営の基本方針その他特に重要な事項を評議決定するほか、経営会議で業務の執行に関する重要事項を審議し、執行の決定を行う。
- ② 取締役会または経営会議の決定に基づく業務執行については、「組織規定」・「職制規則」・「業務決裁権限規則」等において執行手続の詳細を定める。
- ③ 取締役会は、中期経営計画及び中期経営計画に基づく業務計画を決定する。また、中期経営計画及び業務計画の進捗状況等について定期的に報告を受け、必要に応じて計画見直しの決定を行う。

(5) グループ管理体制

- ① 当行とグループ会社における業務の適正かつ効率的な運営・管理を確保するため、「百五グループ連携規定」・「連携子会社規定」を定め、グループ会社の運営・管理にかかる体制を構築するとともに、当行とグループ会社双方に不利益を与えないようアームズ・レングス・ルールを遵守する。
- ② 当行とグループ会社における経営の健全かつ適切な遂行のため、「リスク管理規定」を定め、一体となってリスクを管理・運営するとともに、「コンプライアンス規定」を定め、当行とグループ会社のコンプライアンス態勢の確立を図る。
- ③ グループ会社の管理については、各社より当行に対して適時・適切に協議・報告を行い、定例的にグループ会社戦略会議を開催することにより連携を強化し、必要に応じて監査を行う。
- ④ 当行と連結子会社は、会計基準その他関連する諸法令を遵守し、財務報告の適正性を確保するための内部管理体制を整備する。

(6) 監査役の職務を補助する使用人に関する事項等

監査役の職務を補助すべき使用人として、当行の使用人から専任の監査役補助者を任命し、監査役の指揮監督下におく。また、監査役補助者の人事異動及び評価については監査役会の同意を得ることとし、取締役からの独立性と監査役からの指示の実効性を確保する。

(7) 監査役への報告及び監査の実効性確保のための体制

- ① 取締役、執行役員及び使用人は以下に定める事項について監査役（会）に報告する。
 - ア 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - イ 経営状況についての重要な事項
 - ウ 内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
 - エ 重大な法令違反等
 - オ 内部通報システム（コンプライアンス・ホットライン）の運用状況及び通報の内容
 - カ 会計方針、会計基準に関する重要な事項
 - キ その他監査役が報告を求める事項
- ② グループ会社に係る前項ア～キの事項について、グループ会社の取締役、監査役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、当行の監査役（会）に報告する。
- ③ 当行とグループ会社は、前2項の報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わない。
- ④ 監査役は取締役会のほか、経営会議、内部監査会その他の重要な会議に出席し、必要と認めるときは意見を述べる。
また、監査役は代表取締役と定期的会合をもち監査上の重要課題等について意見を交換し相互認識と信頼関係を深めるよう努めるほか、内部監査部門や会計監査人とも定期的に情報や意見の交換を行い、連携の強化を図る。
- ⑤ 監査役がその職務の執行について必要な費用等を請求したときは、当該費用等を支払う。

(内部統制システムの運用状況の概要)

「内部統制システムの基本方針」については、その運用状況を定期的に取締役会に報告するとともに、経営環境の変化等も踏まえて都度見直しを実施しています。今後も継続的な見直しを行うことにより、管理態勢の強化及び実効性の向上に努めてまいります。

当事業年度（2024年4月1日から2025年3月31日まで）における「内部統制システムの基本方針」にもとづく運用状況の概要は、次のとおりです。

(1) コンプライアンスに対する取組み

- ① 取締役会で決議したコンプライアンス活動計画にもとづき、各種コンプライアンス研修・勉強会やコンプライアンス統括部によるモニタリングを実施するなど、コンプライアンスを推進しました。
- ② コンプライアンス委員会を4回（定例4回）開催し、コンプライアンス活動計画の進捗状況、反社会的勢力との取引遮断に向けた対応状況などコンプライアンスに関する重要事項を協議しました。
- ③ 取締役会で決議した年間監査計画にもとづき、執行部門から独立した監査部が当行及びグループ会社の内部監査を実施し、監査結果を取締役会及び内部監査会に月次報告しました。

(2) リスク管理に対する取組み

- ① ALMリスク管理委員会を15回（定例12回、定例外3回）オペレーショナル・リスク管理委員会を4回（定例4回）開催し、各種リスクの状況を統合的に把握・評価・分析するとともに、リスク管理に関する方針や諸施策等の重要事項を審議しました。
- ② 大規模災害など非常事態発生時において、業務の継続あるいは早期復旧のための迅速かつ的確な対応の実効性を高めるため、業務継続計画書にもとづき、危機事象発生を想定した各種訓練を実施しました。
- ③ サイバー攻撃やサイバー犯罪のリスクを適切に管理するため、サイバーセキュリティ対策を組織横断的に協議し、平時及び有事の対応態勢の強化に取り組みしました。

(3) 職務執行の効率性確保に対する取組み

取締役会を16回（定例12回、臨時4回）、経営会議を36回開催し、業務計画や総合予算など経営の基本方針に関する事項や業務執行に関する重要事項等を審議決定しました。

(4) グループ管理に対する取組み

グループ会社戦略会議を2回、グループ会社コンプライアンス連絡会を2回、百五銀行グループ連絡会を2回開催し、収益・業績管理に関する事項、法令等遵守に関する事項、顧客保護等に関する事項、リスク管理に関する事項等について協議を行いました。

(5) 監査役監査の実効性確保に対する取組み

- ① 監査役の職務を補助するため、取締役からの独立性を確保した専任スタッフを1名配置しています。
- ② 監査役は、取締役会、経営会議、内部監査会等の重要会議に出席し意見を述べるとともに、代表取締役との会合の他、社外取締役との会合、代表取締役及び社外取締役との会合、会計監査人、社外取締役及び監査部との会合を持ちました。また、会計監査人、監査部、コンプライアンス統括部と定期的に情報交換を行い連携強化を図りました。

以 上

コンプライアンス

コンプライアンスへの取り組み

コンプライアンスとは、法令やルールを遵守することはもとより、さらには社会的規範を全うすることをいいます。信用が最大の財産ともいえる銀行にとって、経営の健全性を高め、社会からの信頼を揺るぎないものとするうえでの当然の原則であり、役職員一人ひとりが、日々の業務遂行のなかで着実に実践しなければならないものと考えています。

このため、当行ではコンプライアンスを経営の最重要課題と位置づけ、遵守態勢の強化に取り組むとともに、倫理・法務リスク^{*}の軽減に努めています。

具体的には、コンプライアンスに関する手引書として「コンプライアンス・マニュアル」を制定し行内の基本指針とするとともに、コンプライアンスを推進するため、主要施策を協議する全行的な組織として「コンプライアンス委員会」を設置しています。また、コンプライアンスについて一元的に統括・推進するため、「コンプライアンス統括部」を設置しています。

本部各部署、支社、営業部店・パーソナルプラザ及びコンサルプラザには各々コンプライアンス責任者・コンプライアンス担当者を配置し、法令違反の未然防止と遵守状況のチェックを行っています。さらに、具体的な実践計画である「コンプライアンス活動計画」を年度ごとに策定し、それに基づいた取り組みも進めています。

今後もコンプライアンス態勢の一層の強化を図っていきます。

^{*} 役職員が業務に関して法令・規則・社会的規範等に抵触する行為をすることや、規定・手続等がこれらに抵触していることを原因として、取引先・株主等から法的あるいは道義的責任を追及され、損害賠償責任を負うことや信用を失墜するリスクのことです。

反社会的勢力への対応

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

反社会的勢力に対しては、組織として断固たる態度で関係を遮断し排除することにより、金融機関としての公共の信頼を維持し、業務の適切性及び健全性を確保することを基本方針としています。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

「コンプライアンス統括部マネロン・テロ資金供与対策室」を反社会的勢力等との関係遮断に係る統括部署とし、以下のような対応を行っています。また、すべての営業部店・パーソナルプラザ及びコンサルプラザには「不当要求防止責任者」を配置しています。

(1)「反社会的勢力対応規定」を制定して組織としての対応方針を明確にし、「反社会的勢力対応マニュアル」により具体的な対応方法の周知徹底を図っています。

(2) 不当要求に対しては、平素から警察当局、暴力追放運動推進センター等の外部専門機関、弁護士等と緊密な連携関係を構築し、従業員の安全も確保しています。

(3) 反社会的勢力に関する情報については、統括部署が一元的に収集、管理、分析を行い、データベースの構築及びその逐次更新を図っています。

(4) 反社会的勢力等との関係遮断に関し、営業部店長・パーソナルプラザ長及びコンサルプラザ長には「不当要求防止責任者講習」を必ず受講させるとともに、適宜、社内研修を実施しています。

(5) 預金規定等に「暴力団排除条項」を盛り込み、反社会的勢力との取引の謝絶・遮断に向けた具体的な取り組みをしています。

利益相反管理

当行または当行のグループ会社とお客さまの間、ならびに当行またはグループ会社のお客さま相互間における利益相反のおそれのある取引に関し、銀行法、金融商品取引法、その他関係法令等に基づき、お客さまの利益を不当に害することのないよう適切に業務を遂行しています。

「利益相反のおそれのある取引」とは、当行またはグループ会社が行う取引のうち、「お客さまの利益が不当に害されるおそれがある場合の取引」をいいます。「利益相反」とは、当行またはグループ会社とお客さまの間、ならびに当行またはグループ会社のお客さま相互間において利益が相反する状況をいいます。

当行では、利益相反管理の対象となる取引を特定し、適切に管理しています。

また、法令等に従い、「利益相反管理に関する指針」をホームページへの掲載、店頭への掲示等により公表しています。

金融ADR制度への対応

銀行法上の指定紛争解決機関である一般社団法人全国銀行協会と苦情対応手続及び紛争解決手続に関し、契約を締結しています。

連絡先 全国銀行協会相談室

電話 0570-017109 または 03-5252-3772

マネー・ローンダリング・テロ資金供与および拡散金融対策への取り組み

金融機関はその業務内容から、日常の取引を通じて、マネー・ローンダリングやテロ資金供与、拡散金融、金融犯罪に利用される危険性があり、国際的にもテロの脅威の高まり、資金移転の広域化、国際化が見られるなかで、金融機関の取り組みに対する関心が高まっています。

このような状況のもと、百五銀行グループは、「犯罪に

よる収益の移転防止に関する法律」や「外国為替及び外国貿易法」などの関係法令の遵守はもとより、時々刻々と変化するリスクにも対応できるよう、実効性のある「マネー・ローンダリング・テロ資金供与および拡散金融対策」に取り組み、金融機関としての信頼に添えていきます。

マネー・ローンダリング・テロ資金供与および拡散金融対策ポリシー

百五銀行は、マネー・ローンダリング・テロ資金供与および拡散金融（以下、「マネー・ローンダリング等」といいます。）の防止に向け、以下のとおり基本方針を定めます。

1 運営方針

百五銀行は、マネー・ローンダリング等の防止を経営上の最も重要な課題のひとつと位置付け、実効性のあるリスク管理態勢の構築に向けた不断の検証と高度化に取り組みとともに、国内外の関係当局等と密接に連携を図り、わが国および海外の法令・規制や金融犯罪の動向にも十分に注意を払い、金融機関としての信頼に添えます。

2 組織態勢

百五銀行は、コンプライアンス統括部担当役員をマネー・ローンダリング等防止に関する統括管理責任者とし、コンプライアンス統括部マネロン・テロ資金供与対策室を統括部署とします。統括部署は統括管理責任者の指示により、マネー・ローンダリング等対策にかかる方針、手続、計画等を策定し、各部門と連携し、マネー・ローンダリング等対策の有効性確保のため適切な運営・管理を行います。

3 リスクベース・アプローチ

百五銀行は、リスクベース・アプローチの考え方に基づき、国家公安委員会が公表する「犯罪収益移転危険度調査書」などの外部情報を踏まえ、百五銀行が直面するマネー・ローンダリング等に関するリスクを特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

4 顧客受入方針

百五銀行は、マネー・ローンダリング等から百五銀行および百五銀行の顧客等を守るため、顧客等の受入・謝絶にかかる方針を定めます。

5 経済制裁および資産凍結

百五銀行は、経済制裁対象者等との取引をフィルタリングなどにより排除します。また、資産凍結等の措置にかかる確認について適切に実施する態勢を整備します。

6 疑わしい取引の届出

百五銀行は、営業店等からの報告や本部でのモニタリングにより検知した疑わしい顧客や取引等を適切に処理し、当局に対してすみやかに疑わしい取引の届出を行います。

7 匿名口座および偽名口座の禁止

百五銀行は、匿名性の高い口座や偽名口座での取引は行いません。

8 コルレス契約締結先の管理方針

百五銀行は、コルレス銀行の十分な情報収集に努め、その評価を適切に行い、コルレス先のリスクに応じた適切な対応策を講じます。
また、営業実態のない架空銀行、架空銀行と取引を行う銀行などとの取引を遮断します。

9 役職員の研修

百五銀行は、継続的かつ体系的なマネー・ローンダリング等防止に関する研修制度を通じて、役職員の知識・理解を深め、役割に応じた専門性・適合性等を有する職員の確保・育成に取り組みます。

10 贈収賄禁止・汚職防止

百五銀行は、役職員に対して高度な職業倫理を身に付けさせるよう努め、関連の法令の主旨を踏まえて、賄賂ならびに社会通念上相当と認められる程度を超える接待・贈答等の禁止についてガイドラインを策定し、役職員はこれを遵守します。

11 遵守状況の検証ならびに監査

百五銀行は、マネー・ローンダリング等の防止態勢について、統括部署による定期的ならびに統括管理責任者が検証の必要があると認めた場合に、適宜の検証・改善を実施することに加え、独立した内部監査部門による定期的な監査を実施し、その監査結果を踏まえてさらなる態勢の改善に努めます。

12 外国為替取引

百五銀行は、外国為替取引の取扱いにあたり、マネー・ローンダリング等に悪用されるリスク等を排除するため、わが国の法令だけでなく、関連する海外の規制などに留意するとともに、当該取引におけるリスク低減措置や外部環境に対する積極的な情報収集を行い、そのリスクを適時適切に把握するなど、不断の改善・強化を継続する態勢を構築します。

13 グループ会社の管理

百五銀行は、独自に収集・分析したマネー・ローンダリング等に関する情報を必要に応じて百五銀行グループ各社に共有し、グループ全体でのマネー・ローンダリング等の防止に取り組みます。

以 上

リスク管理

(2025年6月30日現在)

リスク管理の基本方針

金融サービスや業務が多様化するなか、銀行が直面するリスクは複雑化・多様化しており、リスク管理の重要性はますます高まっています。当行では、各リスクを正確に把握・認識するとともに、適切なリスク管理態勢を構築し、経営の健全性・適切性を堅持しつつ、安定的な収益を確保することをリスク管理の基本方針として、リスク管理の強化・充実に取り組んでいます。

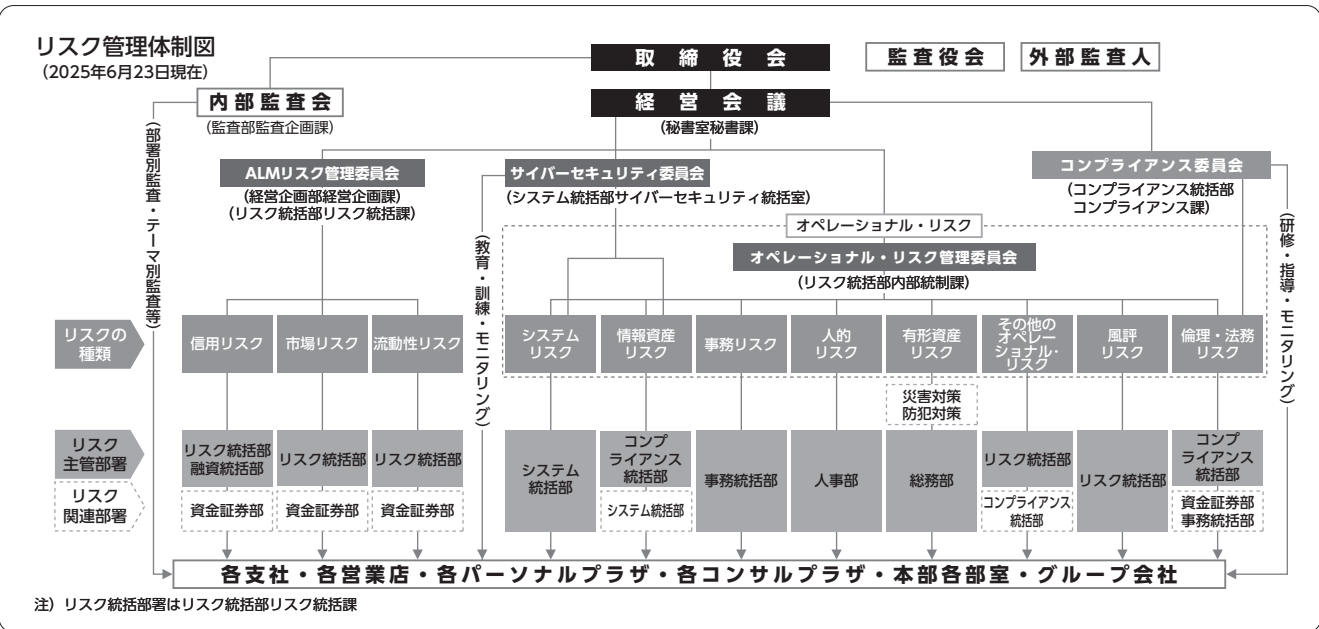
統合的なリスク管理体制

当行では、当行およびグループ会社が業務を行ううえで直面するさまざまなリスクを統合的に把握・管理する体制としています。具体的には、リスクをそれぞれ「信用リスク」、「市場リスク」、「オペレーショナル・リスク」等に区分し、各リスクに主管部署を定めて管理するとともに、リ

スク統括部署を設置してこれらを統合的に管理しています。また、「ALMリスク管理委員会」および「オペレーショナル・リスク管理委員会」を定期的に行き、各リスクの発生状況や管理状況を総合的に把握・評価・監視するとともに、リスク管理に関する方針や対応策を審議し、経営会議・取締役会に主要な審議・報告事項を上申しています。

また、各リスクを共通の尺度で計量化し、経営体力に照らして適正な範囲内にリスク量をコントロールする「統合リスク管理」の考え方のもと、信用、市場、オペレーショナルの各リスク量およびその総量に限度枠を設定することにより、リスクテイクをコントロールし、経営の健全性・適切性確保と安定的な収益確保の両立を図っています。

さらに、業務部門から独立した監査部門による内部監査を実施し、各部門の内部管理の適切性・有効性を検証し、改善を促す仕組みとしています。



信用リスク管理

貸出等の資産の健全性を保つことは、銀行経営において最も重要な課題のひとつです。そのため、当行では、貸出先や個別案件の信用リスクを統一的な尺度により評価する信用格付制度を導入し、信用度を勘案した融資取組方針の策定や貸出金利の設定を行っています。また、融資の基本方針として「百五銀行クレジットポリシー」に、特定の企業や企業グループまたは業種に貸出が集中しないよう定めるとともに、与信ポートフォリオ全体について、業種別・地域別・信用格付別・与信額別等の分布状況を把握し、リスクを分散するよう管理しています。

自己資本比率の算定にあたっては、基礎的内部格付手法を採用し、金融取引の多様化・高度化に対応した適切なリスク管理態勢整備を行うとともに、リスク管理の高度化に取り組んでいます。

また、内部管理においては、「統合リスク管理」の枠組みのもと、自己資本比率の算定に含まれない「与信集中リスク」を含めた形で信用リスクをVaR (Value at Risk :

予想最大損失額) で計量化し、限度枠での管理等を通じて、適正なリスクテイクと安定的な収益確保に努めています。

組織体制の面では、営業推進部門と貸出審査部門および信用リスク管理部門を明確に分離し、厳正な審査・管理を行っています。

なお、業況が悪化する等の問題先に対しては、経営状況等を適切に把握・管理し、必要に応じて再建計画の策定の指導や整理・回収を行っています。

市場リスク・流動性リスク管理

金利・為替・株価等市場の変動が収益に与える影響はますます大きくなってきています。そのため、当行では、ALM (Asset&Liability Management : 資産負債の総合管理) において、市場変動によるリスクを適正な水準に制御しつつ、安定的な収益確保をめざしています。具体的には、毎月開催する「ALMリスク管理委員会」において、貸出金や有価証券等の資産と預金等の負債の構成やその変化を分析し、向後の金利シナリオに基づく最適なポート

フォリオ運営を協議しています。

市場リスクについては、「統合リスク管理」の枠組みのもと、「金利リスク」、「為替リスク」、「株価リスク」等の各種リスクを、主にVaRで計量化し、リスク量をそれぞれのリスクに設定した限度枠の範囲内にコントロールしています。また、「銀行勘定の金利リスク」(IRRBB)の考え方を踏まえ、金利変動にともなうリスクをモニタリングしています。

組織体制の面では、市場取引部署（フロントオフィス）と市場事務管理部署（バックオフィス）を明確に分離しているほか、市場リスク管理部署（ミドルオフィス）を設置し、相互に牽制が働く体制のもとでリスク管理を行っています。

流動性リスクについては、円貨・外貨の資金繰りの状況およびその見通しを把握し、資金不足に陥らないよう適切に管理するとともに、不測の事態に備え流動性の高い資産を一定水準以上確保しています。また、市場からの調達可能額を定期的に把握するとともに、資金繰り逼迫度に応じた対応策をあらかじめ定めています。

オペレーショナル・リスク管理

業務・商品・サービスの多様化、業務処理のシステム化等金融業務を巡る環境は日々変化しています。そのため、当行では、「オペレーショナル・リスク管理規定」を制定し、業務運営にともなう各種リスクを総合的に管理しています。「オペレーショナル・リスク管理委員会」では、これらのリスクを総合的に把握・評価・監視するとともに、リスク削減策を組織横断的に審議し、経営会議・取締役会に主要な審議・報告事項を上申しています。

オペレーショナル・リスクについては、「事務リスク」、「システムリスク」、「情報資産リスク」、「倫理・法務リスク」、「人的リスク」、「有形資産リスク」、「風評リスク」、「その他のオペレーショナル・リスク」からなる幅広いリスクとして捉えており、影響や改善策の必要性を適切に評価したうえで、リスク削減に取り組んでいます。

組織体制の面では、事務リスク等の各リスクに主管部署を定めるとともに、オペレーショナル・リスク統括部署を設置し、相互に牽制が働く体制のもとでリスク管理を行っています。

事務リスク管理

業務全般にわたり事務規定を整備するとともに、行内研修、本部による事務指導、内部監査を充実し、事務の厳正化に努めています。また、業務のシステム化・機械化をはじめとした事務プロセス改善により、事務リスク削減に取り組んでいます。

システムリスク管理

システム開発に際しては、事前に十分なテストを実施し、システム障害の未然防止に努めています。また、バックアップセンターの設置等のインフラの二重化、危機管理計画の策定等により、システム障害や大災害等万が一の緊急事態に備えています。

情報資産リスク管理

不正アクセス防止策等システムに各種セキュリティ対策を講じるとともに、役職員に情報資産の適切な取扱を徹底し、お客さまの情報や経営上の機密情報の管理に万全を期しています。

風評リスク管理

風評リスクにつながる誤報・風説等の情報を早期に入手し、速やかに対策がとれるよう体制を整備しています。また、広報・IR活動を通じて、当行に対する理解と信頼を得るよう努めています。

危機管理

これらのリスク管理体制に加え、銀行業務の公共性に鑑み、地震等大規模災害の発生時や新興感染症の流行時にも、地域の社会・経済活動維持に必要な金融サービスを継続して提供し、あるいは早期に復旧できるよう、「業務継続計画書（Business Continuity Plan）」を定めています。また、各種コンティンジェンシー・プランを整備し、定期的に訓練を実施する等、危機への対応力の強化に取り組んでいます。

用語解説

「信用リスク」とは？

貸出・投資先の経営悪化等により、元本や利息が予定どおりに返済されなくなる等により損失を被るリスクのことです。

「市場リスク」とは？

さまざまな市場の変動により損失を被るリスクのことです。金利リスク、為替リスク、株価等の価格変動リスク等があります。

「流動性リスク」とは？

予期しない資金の流出や市場の混乱等により、必要資金の確保や市場での取引に支障をきたすこと等により損失を被るリスクのことです。

「オペレーショナル・リスク」とは？

内部手続き・人・システム等の内部管理上の問題や、地震等の外部要

因により損失を被るリスクのことです。事務リスク、システムリスク、情報資産リスク、風評リスク等があります。

「事務リスク」とは？

役職員が誤った事務処理を行う、あるいは事故・不正等を起こすことにより、損失を被るリスクのことです。

「システムリスク」とは？

システムの停止や誤作動、不正使用等により、損失を被るリスクのことです。

「情報資産リスク」とは？

情報の漏洩や紛失、改ざん等により、損失を被るリスクのことです。

「風評リスク」とは？

風評等により社会的信用が悪化し、損失を被るリスクのことです。

金融円滑化

金融円滑化への取組み

地域金融機関として金融仲介機能を発揮するため、「金融円滑化基本方針」を定め、体制を整備しています。

金融円滑化への取組みを社会的役割の一つととらえると

ともに、お客さまの相談相手として期待される役割を十分認識し、お客さまが真に経営改善、事業再生等が図られるよう積極的な支援を行っていきます。

金融円滑化基本方針

- 1 当行は、金融円滑化を最も重要な役割の一つととらえ、積極的に取り組みます。
- 2 お客さまから新規お借入や借入条件変更等のお申込があった場合には、決算内容や業種等の外形的事実だけでは判断せず、お客さまの経営実態や特性も踏まえた総合的な判断のもと対応いたします。
- 3 お客さまから借入条件変更等のお申込があった場合には、ご事情をきめ細かくお聞きしたうえで、できる限り返済負担の軽減に資する措置をとるよう真摯な対応に努めます。
 - (1) 中小企業や個人事業主のお客さまに対しましては、現況および今後の経営改善や事業再生の可能性等を十分に勘案します。
 - (2) 住宅ローンご利用のお客さまに対しましては、財産および収入の状況等を十分に勘案します。
- 4 他の金融機関等とも取引があるお客さまより借入条件変更等のお申込があった場合には、お客さまの同意を前提に、当該他の金融機関等との間で相互に情報確認を行うなど緊密な連携を図るよう努めます。その際には守秘義務に留意しつつ、独占禁止法等の法令違反とならないよう、適切な方法で情報確認を行います。
 - (1) 中小企業や個人事業主のお客さまからの借入条件変更等のお申込につきましては、日本政策金融公庫や信用保証協会等の関係機関とも緊密な連携を図ります。
 - (2) 住宅ローンご利用のお客さまからの借入条件変更等のお申込につきましては、住宅金融支援機構や保証会社等の関係機関とも緊密な連携を図ります。
- 5 お客さまと保証契約を締結する場合は、「百五銀行の経営者保証に対する取組方針」に沿うとともに「経営者保証に関するガイドライン」（2013年12月5日「経営者保証に関するガイドライン研究会」により公表）を自発的に尊重し、遵守します。

また、保証人のお客さまが本ガイドラインに則した保証債務の整理を申し立てられた場合は、当該ガイドラインに基づき、誠実に対応するよう努めます。
- 6 お客さまに対する経営相談、経営改善支援および事業再生に積極的に取り組み、お客さまの経営の改善を通じて地域経済の活性化に貢献いたします。

特に事業再生に関しては、地域経済活性化支援機構、事業再生ADRにおける認証紛争解決事業者、中小企業活性化協議会等の外部機関とも緊密に連携してまいります。
- 7 金融円滑化に取り組んでいくために、行員一人一人がお客さまの技術力や営業力、事業の採算性や成長力等の事業価値を適切に見極められるよう、能力の向上に努めます。
- 8 お客さまからの新規お借入や借入条件変更等のお申込に対しては、迅速な回答に努めるとともに、契約内容等についてお客さまにご理解いただけるよう丁寧に説明いたします。また、やむをえずお申込をお断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明いたします。
- 9 新規お借入や借入条件変更等に関するお客さまからのお問い合わせ、ご相談、ご要望および苦情相談の申し出については、取引店はもとより、本部関連部署も連携して、真摯に、適切に対応いたします。
- 10 金融の円滑化に関する取り組みが適切に遂行されるよう、営業店および本部関連部署が相互牽制を図る適切な管理体制や、行員に対する研修・教育体制等、必要な体制を整備します。

当行の活動状況

貸付条件の変更等の相談・申込みへの真摯な対応をとおり、お客さまの経営課題を把握し、ライフサイクルに応じた支援に取り組んでいます。

また、お客さまが経営改善や事業の再構築等に自ら積極的に取り組むことに対して、最大限の支援を行っています。

経営改善が必要な中小企業や個人事業主のお客さまに対しては、返済計画の見直し等の具体的提案や財務体質強化のための改善計画策定支援、ビジネスマッチングや技術開発支援等のサポート活動に取り組んでいます。

事業の再構築が必要なお客さまには、地域経済活性化支援機構や事業再生ADRにおける認証紛争解決事業者・中小企業活性化協議会等の外部機関とも緊密に連携し、お客さまにとって最適な手法を活用した再生支援等を行っています。

そのほか、M&Aや事業承継支援、ベンチャー企業の育成や株式公開支援、国際ビジネス支援等の幅広いサービスも提供しています。

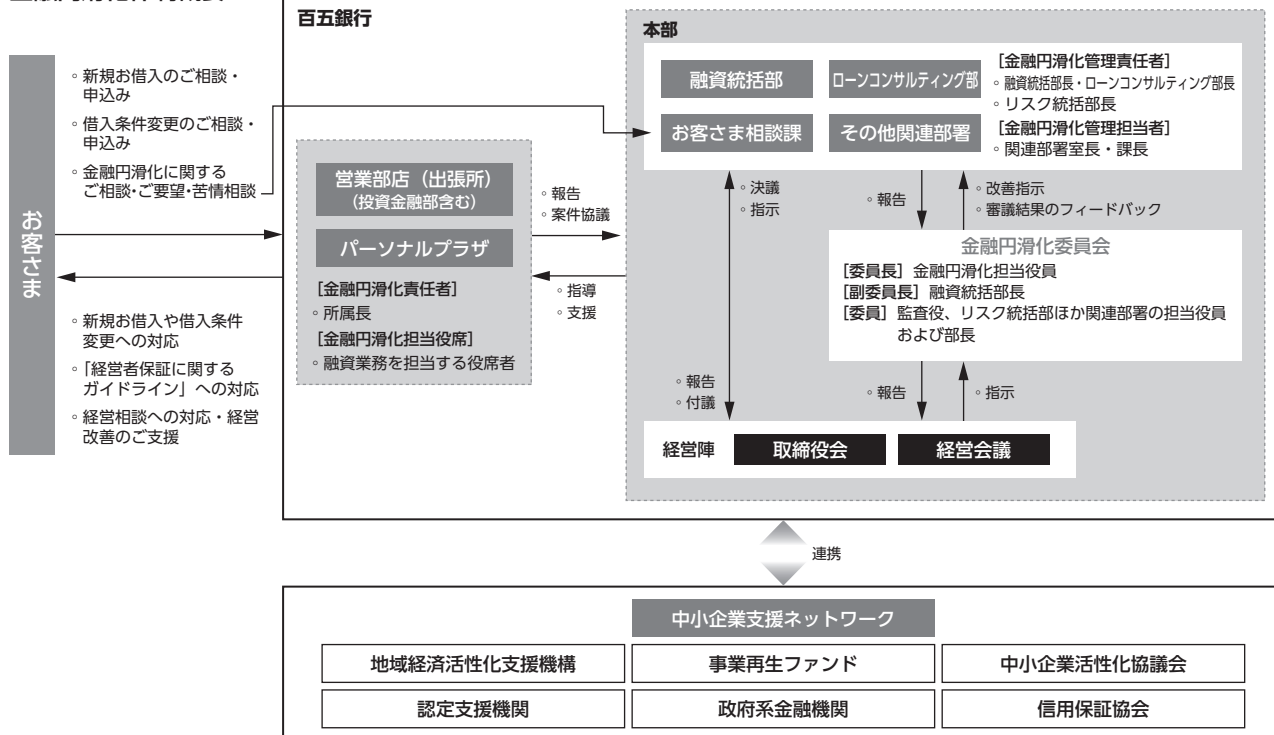
金融円滑化にかかる体制整備

お客さまからの借入条件の変更等のご相談やお申込みに
ついては、受付部署と本部が情報を共有し、連携すること
で、迅速かつ適切な対応の確保・回答に努めます。

当行の対応にかかるご要望・苦情相談等については、お

取引店の融資窓口、パーソナルプラザで承っているほか、
専用フリーダイヤル（0120-076-105 平日9時から17時）
を設けていますので、お気軽にご相談ください。

金融円滑化体制概要



「経営者保証に関するガイドライン」への対応状況

経営者保証に過度に依存しない融資の一層の促進を図るため「百五銀行の経営者保証に対する取組方針」を定め、これに沿った取扱いを行う体制を整備しております。

また、「経営者保証に関するガイドライン」への対応状況として、新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合、ならびに事業承継時における経営者保証提供の割合について、それぞれの推移を公表いたします。

百五銀行の経営者保証に対する取組方針

株式会社 百五銀行（以下「当行」といいます。）は、経営者保証（個人保証）の持つ機能・課題を十分に認識し、地域に根差した金融機関として、金融仲介機能の発揮ならびに金融の円滑化を促進していくため、本方針を定めこれに沿った取組みを進めてまいります。

- 1

当行の経営者保証に対する基本姿勢

(1)

当行は、お客さまの事業内容や成長可能性等を適切に把握することに努め、経営者保証に過度に依存しない融資を促進いたします。

(2)

経営者保証の必要性を検討する際には、「経営者保証に関するガイドライン」（2013年12月5日「経営者保証に関するガイドライン研究会」より公表。以下、「ガイドライン」といいます。）を尊重・遵守するとともに、やむを得ないと判断した場合のみ経営者保証を求めることといたします。

(3)

これらの取組みにより、ガイドラインを融資慣行として浸透・定着させることを推し進めてまいります。
- 2

経営者保証の必要性にかかる誠実な検討

当行は、経営者保証の必要性を検討する際には、以下の要件について将来にわたって充足するか確認し、経営者保証を求めない可能性について誠実に検討を行います。

(1)

お客さまと経営者の資産・経理が明確に分離されていること。

(2)

お客さまと経営者との資金のやり取りが、社会通念上適切な範囲内にあること。

(3)

お客さまの事業の資産・収益力で借入返済が可能である程度に財務基盤が強化されていること。

(4)

お客さまから適時・適切な情報開示がなされ、経営の透明性が確保されていること。
- 3

経営者保証契約時の適切な対応

当行は、経営者保証を求めることがやむを得ないと判断した場合には、経営者（保証人）と保証契約を締結する際に以下の通り適切に対応いたします。

(1)

保証契約を必要とする個別具体的内容を説明するとともに、保証契約の見直し・解除の可能性を今後高めるために改善を図ることが望ましい部分についても誠実に説明を行います。

(2)

経営者の資産・収入の状況、融資額、お客さまの信用状況、物的担保の設定状況、お客さま・経営者（保証人）の適時適切な情報開示姿勢等を総合的に勘案して、適切な保証金額を設定いたします。
- 4

既存の保証契約の適切な見直し

既存の保証契約の見直しの申し出を受けた際には、「2 経営者保証の必要性にかかる誠実な検討」に即して、改めて、経営者保証の必要性や適切な保証金額などについて、真摯かつ柔軟に検討を行うとともに、その結果をお客さまおよび経営者（保証人）に丁寧かつ具体的に説明いたします。
- 5

保証債務整理の申し出時の誠実な対応

保証人からガイドラインに則った保証債務整理の申し出を受けた場合には、関係する他の機関、外部専門家と連携・協力し、当該保証債務整理の手續成立に向けて誠実に対応いたします。

		2023年度下期実績	2024年度上期実績	2024年度下期実績
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合		61.0%	66.5%	65.9%
事業承継時（代表者交代時）における経営者保証提供の割合（中小企業・法人が対象）	経営者保証を解除	10.0%	11.3%	15.6%
	新経営者のみから保証提供	50.0%	49.5%	38.3%
	旧経営者のみから保証提供	40.0%	36.1%	46.1%
	新・旧両経営者から保証提供	0.0%	3.1%	0.0%

（注）中小企業者を対象とします。

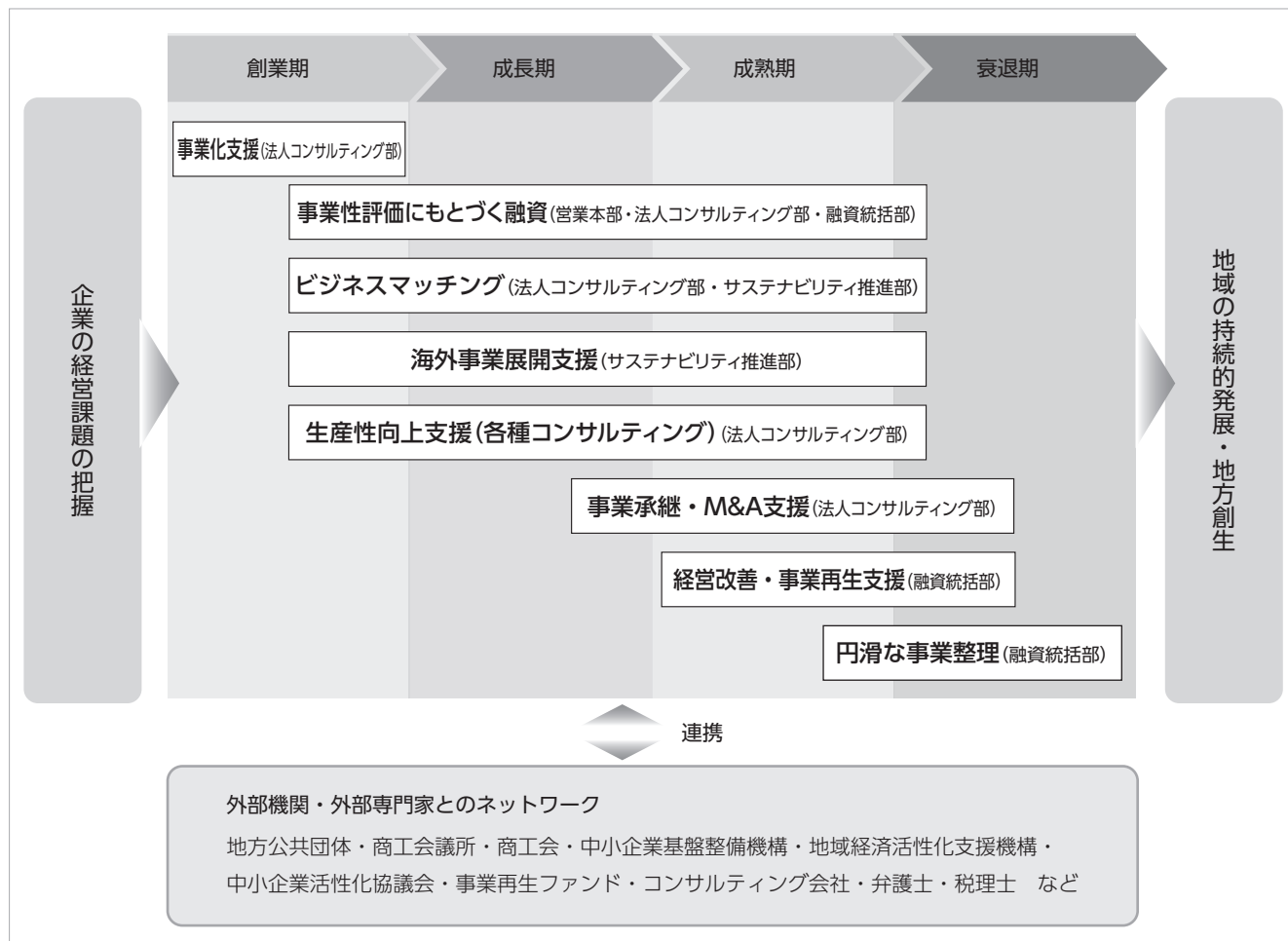
中小企業の経営改善及び地域の活性化のための取組み

■ 地域密着型金融の推進

「金融仲介機能の強化による地方創生への貢献」を基本方針として、次の活動を行うことにより、地域密着型金融の推進に取り組んでいます。また、取組内容および成果について、ニュースリリースやホームページでも情報発信しています。

- 1 **地域企業のライフステージに応じたコンサルティング機能の発揮**
事業化支援、事業性評価にもとづく融資、海外事業展開支援、事業承継・M&A支援、経営改善・事業再生支援など、ライフステージに応じたさまざまなサポート活動を実践しています。
- 2 **地域の面的再生への積極的な参画**
地域に根ざした産業への支援やPFI推進などにより、地域への貢献に努めています。
- 3 **地方創生事業への積極的な関与**
地方創生に関する課題解決に向けて、地方公共団体との連携を強化し、全行をあげて地方創生事業に積極的に関与しています。

■ 中小企業の経営支援にかかる態勢



■ 中小企業の企業価値向上支援に関する取組事例

● 自動車産業支援チームによる取引先製造現場の改善支援

2023年10月に法人コンサルティング部内に新設した「自動車産業支援チーム」では、2025年3月末までに延べ250件以上の取引先訪問を行い、製造現場の課題解決に向けた取組みを行ってきました。

自動車業界の外部環境は、電動化をはじめカーボンニュートラルや米国関税政策など日々大きく変化していますが、取引先の持続的な成長につながるよう活動しています。

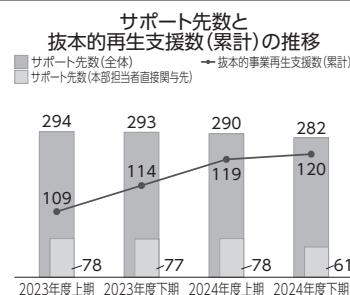
当行では地域の基幹産業である自動車業界の活性化に向けて、取引先の本業支援を強化していきます。



● 経営改善、経営承継、事業再生を必要とされるお客さまへのサポート

経営改善・経営承継・事業再生支援への取組み

地域経済の持続的な発展、雇用維持のため、経営改善支援を必要とする企業を半年毎にサポート先へ選定し、企業価値向上のための本業支援や財務面の課題改善に向けた実行支援等、伴走型支援に取り組んでいます。その結果、財務が改善した企業の借入見直し（リファイナンス）や公的機関（中小企業活性化協議会等）と連携した事業再生および事業承継支援など、2024年度は6件の抜本的再生支援に取り組みました。



■ 地域産業の活性化に関する取組事例

● 「地方銀行フードセレクション2024」の開催

2024年10月、全国の地方銀行52行とリッキービジネスソリューション株式会社と連携して「地方銀行フードセレクション2024」を開催しました。本商談会は、地方銀行の取引先で販路拡大を希望する「食」関連の企業および団体と、地域色豊かな安全で美味しい食材を求める食品バイヤーとの商談の場を提供することを目的に2006年から開催しており、今回で19回目を迎えました。当日は全国から1,029社の食品サプライヤーが出展し、10,373名の食品バイヤーに会場頂きました。当行からも16社の食品サプライヤーのお取引先に参加いただきました。

当行は今後も地元事業者さまの販路拡大を応援し、地方創生に寄与する取組みを継続していきます。



● 事業承継・M&Aセミナー「業種別の事業承継におけるポイント」を開催

2024年12月13日、事業承継・M&Aセミナー「業種別の事業承継におけるポイント」をWEB開催しました。（共催：山田コンサルティンググループ株式会社）

セミナー第一部は「業種別の事業承継におけるポイント」と題して、最新動向を踏まえ、事業承継を考える上で注意しておくべきポイントを業種別にご案内しました。第二部は「M&A買収戦略・事例紹介」として、株式会社SYSホールディングスの代表取締役会長兼社長 鈴木裕紀さまにご登壇いただき、買収戦略の考え方や実際にM&Aにより会社を譲り受けた事例をご紹介頂きました。

百五銀行は、事業承継の課題解決を通じて、今後も、地方創生に取り組んでいきます。



● 第6期百五後継者育成塾の開講

2024年7月～2025年2月、百五銀行と百五総合研究所は、第6期百五後継者育成塾を開講しました。

26名の若手経営者、経営幹部の方々にご参加いただき、事業承継を円滑に進めるための重要なテーマに沿って講義を行いました。

前回に引き続き、百五銀行の行員が終日講師を務める講義日を設定し、「SDGs」をテーマにしたカードゲームの実施等、昨今のトレンドを盛り込んだ講義を実施しました。

参加者からは「講義形式だけでなく、ディスカッションを交えて学べたことで理解が深まった」、「同じ境遇の人が多く、悩みが共有出来て良かった」、「SDGsカードゲームは面白く、あまり関心を持っていなかったSDGsについて楽しく学べた」などの声をいただきました。

後継者育成塾では、事業承継の必要性や対応策、マネジメント等の知識習得とともに、業種や年齢を超えたネットワークづくりの場としてもご活用いただいています。

